



## 1 けっこん 結婚

がいこくじん にほん けっこん しやくしよ くやくしよ こんいんとどけ ふたり けっこん  
外国人が日本で結婚するときは市役所や区役所に婚姻届<2人が結婚することをしらせるもの  
だ  
>を出してください。ほかにいろいろなものをだ  
出さなければなりません(3をみてください)。それから  
じぶん くに けっこん くに  
自分の国のたいしかんやりょうじかんにもしらせてください。結婚にひつようなものは国によってちが  
います。くわしいことはしやくしよ くやくしよ けっこん  
市役所や区役所、たいしかんやりょうじかんにきいてください。結婚をはたらい  
がっこう  
ているところや学校にもしらせてください。

### にほん けっこん 1-1 日本で結婚するときのルール

にほん けっこん  
日本で結婚するときのルールです。

- おとこ ひと おんな ひと けっこん みんぽう じょう  
・男の人は18さい、女の人は16さいになってから結婚することができる(民法731条)
- ひと みんぽう じょう  
・19さいまでの人はりょうしんのさんせいがいる(民法737条)
- ひと けっこん けっこん みんぽう じょう  
・ほかの人と結婚しているときは結婚できない(民法732条)
- おんな ひと りこん にちご けっこん みんぽう じょう  
・女の人は離婚してから100日後から結婚することができる(民法733条)
- きんしんしゃ こ  
・近親者<おじいさん、おばあさん、おじさん、おばさん、おとうさん、おかあさん、きょうだい、きょうだいの子ども>と  
けっこん みんぽう じょう  
結婚することはできない(民法734条)